院内感染対策に関する取組み事項

1. 感染防止対策に関する基本的な考え方

当院の院内感染対策は、患者様やご家族をはじめ、病院に関するすべての人たちを感染から守るために「標準予防策（スタンダードプリコーション)」を基本とした感染対策を遵守し、合わせて感染経路別に応じた予防策を実施します。また、病院内外の感染情報を収集し、院内感染の危険及び発生に迅速に対応します。感染症発生の際には、拡大防止のためのその原因の速やかな特定、制圧、終息を図り、感染対策上の不備や不十分な点を改善します。

2. 感染対策に関する取組み事項

1）院内感染対策組織に関する事項

感染対策に関する問題点を把握し、改善する院内感染対策活動の役割を担うために、病院長の諮問機関として感染防止対策委員会を設置しています。

委員会は月 1 回を基本として必要時には随時開催します。さらに実働部隊として医師、看護師、薬剤師、検査技師で構成した感染制御チーム（ICT）を設置し、ラウンドを行い、抗菌薬の適正使用の指導や感染問題に迅速に対応しています。

2）院内感染対策に関する事項

全職員を対象とした感染対策に関する研修会・講習会は年 2 回以上、開催しています。

また、各部署に感染対策マニュアルを配備し、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について、全職員への周知を行っています。

3）感染防止対策の研修に関する事項

感染管理加算 I を取得している病院（愛知医科大学病院・旭労災病院）との合同カンファレンスに参加し、感染情報の収集や職員に対する研修会等に対し、連携を図りながら行っています。

4）感染症発生状況報告に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染上問題となる微生物を検出した場合は、検査室から各部署に連絡し、注意喚起を行います。院内感染レポートを作成し、感染防止対策委員会に毎月提出し、菌の検出状況を共有し、必要に応じ感染対策の周知や指導を行います。

5）院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染発生が疑われる事例が発生した場合には、ICT が速やかに現状の確認、感染対策の徹底などを行い、感染拡大を防止します。状況は随時、病院管理者に報告し、届出義務のある感染症患者が発生した場合は、法律に準じて行政機関に報告します。地域の連携医療機関や守山保健所と速やかに連携し対応します。

6）患者様への情報提供に関する事項

感染症の流行が見られる場合には、ポスター等を掲示し広く院内に情報提供を行います。合わせて感染防止の意義及び手洗い・マスクの着用などについて、理解と協力をお願いします。

7）その他

病院職員は、自ら院内感染源とならないため、定期健康診断を年 2 回行い、B 型肝炎、インフルエンザ等の予防接種に努め健康管理に留意します。

感染防止対策委員会